

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 24 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第15号

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同条第 2 項第 4 号中「第 3 条又は」を「第 3 条、名古屋市特別低層住居専用地区建築条例（令和 6 年名古屋市条例第46号。以下「特別低層住居専用地区条例」という。）第 3 条又は」に改める。

第 4 条及び第 5 条を次のように改める。

第 4 条及び第 5 条 削除

第 8 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第 282 号）第 2 の規定により特定行政庁が付加する規則第 5 条第 2 項の調

査の項目、方法及び結果の判定基準は、特定行政庁が別に定める。

第 9 条第 1 項第 2 号中「前条第 5 項」を「前条第 6 項」に改める。

第10条及び第11条を次のように改める。

（工事の施工状況の報告）

第10条 法第12条第 5 項第 1 号の建築主は、法第 7 条第 1 項（法第88条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）又は法第 7 条の 3 第 1 項の規定による検査の申請（法第 7 条の 5 の規定の適用を受ける法第 6 条の 4 第 1 項第 3 号に掲げる建築物に係るものを除く。）をしようとするときは、工事の施工状況について、工事監理の状況の報告に関する書類その他の建築主事が必要と認める書類により、建築主事に報告しなければならない。

2 前項の規定は、法第18条第20項及び第28項の規定による通知について準用する。

第11条 削除

第13条第 1 項の表の 2 項左欄中「）又は」を「）、特別低層住居専用地区条例第 2 条第 1 項ただし書（法第87条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）又は」に改める。

別表第 2 の 5 項ウ欄中「6 月 1 日から12月28日まで」を「4 月 1 日から10月31日まで」に改める。

別記目次中「第 6 号様式 小荷物専用昇降機調書」を「第 6 号様式 削除」に、「第 9 号様式 必要壁量の計算書」を「第 9 号様式 削除」に改める。

別記第 6 号様式を次のように改める。

第 6 号様式 削除

別記第 8 号様式の 2 注 2 の項中「第18条第 1 項」を「第19条第 1 項」に、「第21条第 1 項」を「第22条第 1 項」に改める。

別記第 9 号様式を次のように改める。

第 9 号様式 削除

別記第10号様式中「第 8 条第 5 項」を「第 8 条第 6 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項第 4 号

及び第13条第1項の表の2項左欄の改正規定は都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により行う特別用途地区に関する都市計画の決定の告示の日から、別記第8号様式の2の改正規定は同年6月1日から、第8条、第9条第1項第2号及び別記第10号様式の改正規定は同年7月1日から施行する。